# 天皇号の成立年代


| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-10-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 西野, 誠一<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/1439 |

# 天皇号の成立年代

西野　誠一

## はじめに

一九九八年三月、奈良県飛鳥池遺跡より「天皇」と記された木簡が出土し、注目を浴びた(1)。この木簡は、持統朝を下限に埋められたと考えられる溝のさらに下層より出土したもので、伴出木簡に見えるサトがいずれも「五十戸」と記されることから、その使用下限は天武朝におさまると見なされている。また、「庚午」（天智九年＝六七〇）・「丙子」（天武五年＝六七六）・「丁丑」（天武六年）の年紀をもつ伴出木簡があるので、「天皇」木簡も天智朝末から天武朝初頭のものである可能性が高いのではあるまいか。いずれにしてもこの発見によって、天皇号成立をめぐる研究がさらに深化するものと思われる。

周知のとおり現時点においては、この問題をめぐって多くの学説が併立している。本稿ではこれまでの論点いくつかを検討し、その成立年代を考えてみたい。

## 一、研究史の概観

考察に先立ち、研究史を筆者なりに整理しておきたい。津田左右吉氏は(2)、推古十五年（六〇七）のものとされる丁卯の年紀を持つ「法隆寺金堂薬師如来像光背銘」を「天皇」の初見史料とみなし、『日本書紀』『古事記』中の「天皇」は、編者によって書き改められたものとしながらも、推古紀十六年条にある「東天皇敬白西皇帝」は、薬師像の例から信を置いて差し支えないかもしれないとされる。また『古事記』においては、「某天皇」ではなく「某命」が一般的に用いられるので（その中には推古天皇も含まれる）、推古の頃にはまだ「天皇」が公式に定まっていなかったかと推論し、天皇号は唐文化の受容や唐との対等外交を目指した当時の情勢を背景として、「次第に広く行はれるようになり、何時しか公式の御称号となつたのではあるまいか」とされた。また天皇号使用には、「春秋緯合誠図」や『枕中書』などの漢籍に見られるような神仙思想や、道教の受容が背景となっていたことを述べられた。

これに対し、福山敏男氏は(3)法隆寺薬師如来像について、確実に推古朝に遡る薬師像の遺例が他にないことや、薬師信仰が天武朝に入ってから日本にもたらされたと考えられることから、この像及び光背銘の年代は推古朝をはるかに降り、天武朝以降のものと考えられることを述べられた。さらに『上宮記』に「天皇」の語が見えな

いこと、『日本書紀』の「天皇」は編纂時の統一的な改竄の所産であったことを述べられ、「天皇」の初見史料は「野中寺弥勒菩薩半跏像台座銘」（天智五年＝六六六）であるとされた。

宮田俊彦氏は[4]、天皇号の初見を推古紀二十八年是歳条の「天皇記」であるとし、さらに同十六年九月辛巳条の「天皇」をその先駆とされた。そして天皇号は、聖徳太子によってまず対隋外交において公式に用いられ、「次第にそれが一部の人々によって国内的にも応用されていったと考えられる」とされた。

渡辺茂氏は[5]次の五点を挙げ、推古朝始用説を批判された。

①君主の権力が十分に確立していない推古朝段階において、「大王」から「天皇」へ君主号を変えても、「実を伴うことは期待できない」こと。

②唐において「天皇」が君主号として用いられたのは高宗の上元元年（六七四）であり、それ以前の日本で「天皇」が用いられたとは考えられないこと。

③憲法十七条に「天皇」がみえないこと。

④『日本書紀』推古紀十六年条の「天皇」は、『隋書』においては「天子」とされており、『日本書紀』の記事は編者の改竄と考えられること。

⑤『古事記』や『懐風藻』の序文において、「天皇」「皇帝」「帝」が混用されおり、公的に「天皇」が成立しているのならば、このような混用は許されないこと。

そしてさらに、天武紀十年（六八一）条に「記定帝記」とあり「天皇紀」とはされていないこと、『懐風藻』において「天皇」が持統天皇より用いられることから、はじめて持統朝成立説を提唱された。

東野治之氏は[6]、この渡辺論文に大筋で賛意を表した上で、いくつかの補強をなされている。まず、唐の天皇号使用が長期にわたっており、これが日本に影響した可能性が大きいことを述べられ、飛鳥浄御原令において「大王」に対応する「大后」が「皇后」と改められたのであるから、天皇号もこの時期に正式に成立したと考えられる、とされた。

そして、持統紀に天武天皇とその治世についてのみ単に「天皇」「天皇世」と記す異例があることは、「天武が「天皇」と呼ばれた最初の君主であった」ことを示しているとし、天武十三年の「八色の姓」における「真人」や天武天皇の諡号である「天淳中原瀛真人天皇」の「真人」は道教の神仙を指すものであり、「瀛」も道教の真人が住する東方の神山の一つである「瀛州」の影響によるものであるとされた。

さらに東野氏は、天武以前の「天皇」を記す金石文にも論及し、いずれも天武朝以前に遡らないと論じられた。東野氏によれば、はじめて「天皇」と呼ばれたのは天武であり、「天皇号は、あるいは浄御原令の編纂が始まりその大綱もほぼ定まったと考えられる天武末年には使用されていたと考えてよいかもしれない」とされた。

栗原朋信氏は[7]、『日本書紀』欽明紀九年条にみえる百済聖明王の上表文中に「可畏天皇」とあることに注目され、天皇号は外交文書中に互いの国の語を混用するという、東アジア世界の新機運に乗って、このとき百済から贈られたものであったとされた。そして天皇号ははじめ外交用語として用いられ、推古朝に至って正式な称号

となった、と考えられた。

山尾幸久氏は[8]、「戊辰」の年紀（天智七年と考えられる）を持つ「船首王後墓誌銘」について、他の墓誌に比べかなり時期が早いものであることや、七世紀としては例を見ない平闕の書例など問題があるものの、これを天皇号の初見と見なし、天智朝成立説を提唱された。そして天皇号の成立は国内的には公民制の創出、対外的には新羅を「蕃国」と位置づけることと不可分であったことを述べられた。なお、山尾氏の墓誌銘解釈については東野氏の批判があり[9]、官位相当制の確立を見た八世紀以降の用語である「官位」の語が銘文中にあることから、この墓誌を天武末年以降の追納と見るべきことが指摘されている。

本位田菊士氏は[10]、「元興寺塔露盤銘」と「天寿国繡帳銘」に信を置き、舒明・皇極朝における上宮家と蘇我氏の対立を背景に、中大兄皇子によって蘇我氏の強大な権力に対抗するため、絶対君主をあらわす「天皇」が採用されたと述べ、その画期を大化改新におかれた。また日本の対中国外交において「天皇」の使用例はなく、唐以前の中国で「天皇」の用例が見られることから、日本の天皇号を唐の高宗以後に限定する根拠が薄いことを述べられた。

本位田氏は、その直後に自説を若干補足され[11]、中国における唐以前の「天皇」は現世の君主号ではないが、『晋書』に過去の皇帝への尊称として用いた例があり、日本の天皇号も過去の君主に対する称号として、推古朝に受容されたと述べられた。そして七世紀後半の律令国家整備の中で、小中華意識の成長とともに君主号としての「天皇」への転換が図られたと論じ、その定着を記紀編纂時期に措定された。

森公章氏は[12]、天皇号始用時期に関して、金石文や『日本書紀』『古事記』は決定的史料とならないとの立場から、日本令や外交文書中の君主号を検討された。そして対中国外交においては日本側が「大王」「天皇」などの正式な君主号を用いた可能性は薄く、中国側の扱いは一貫して「倭国王」「日本国王」であったこと、一方、対朝鮮外交においてはまず「大王」号が用いられ、次に「天皇」号が用いられたとされた。さらに天皇号出現の前提となると考えられる「天」の概念や天孫氏としての自覚が七世紀初頭より形成され始め、それが律令制の確立や朝鮮諸国を服属国とみなす外交意識の成立に基づき、七世紀半ば以降には自国のみを「天孫」と見なすものへと変化していったことから、天皇号使用の画期を天武十四年から大宝令制定までの間と考えられた。

鎌田元一氏は[13]、一九八五年飛鳥京跡より出土した天武十年（六八一）閏七月頃のものと思われる木簡に、「大津皇」「津皇」「皇子」など大津皇子を記したとみられる文字があることに注目し、「皇子」は「皇后」と同じく、「天皇」号採用とともに成立した考えられることから、おそくともこの時期には天皇号が正式に採用されていた、と論じられた。またこの天武十年二月には飛鳥浄御原令の編纂が始まっているが、「天皇」の使用をこれにとらわれることなく、いま少し早くみてよかろうとされた。

小林敏男氏は[14]、推古紀十六年九月辛巳条の「天皇」及び同二十八年是歳条の「天皇記」を信用される立場から、推古朝の対隋外交を再検討された。小林氏は、「推古時代の日本の王は、国内的には

阿輩雞彌＝アメキミ(天君)を称しており、自らアメタラシヒコという通称を持っていた」とし、対外的には「天子」を称したが中国に受け入れられず、「天皇」をもって中国との国交を結んだとされた。さらにこのように中国の冊封体制からの自立意識より生まれた天皇号を、「天皇記・国記」という形ではじめて史書として編纂しようとしたと述べられた。そしてこのように生まれた天皇号は、飛鳥浄御原令において天皇・皇后制という形で公式に制度化されるに至った、とされた。

以上のように、天皇号の成立年代をめぐっては、かつて欽明・推古・孝徳・天智・天武・持統朝説などが存在したが、渡辺・東野両氏の学説以後、若干の推古朝説を除くと、ほぼ天武持統朝とみるのが定説となっている。筆者はこのような動向に疑問を持つものであるが、その前にまず触れておかなければならないのは史料的問題である。以下、節をあらためてこの問題を考え、引き続いて諸学説の問題点を検討したい。

## 二、諸学説の問題点

天皇号成立問題に関する史料は、大別すれば造像銘などの金石文と、記紀・寺院縁起・中国史書などの編纂物に区分できるが、編纂物のみならず第一次史料とされる金石文すら、その真偽をめぐって論者の間で見解が決定的に分かれている。

まず推古朝の天皇号史料についてみると、それらは後世の成立もしくは改竄であることが明白であったり、史料の現物が亡失したため決定的評価ができなかったりするなどの問題がある。前者には「法隆寺金堂薬師如来像光背銘」⑱や『日本書紀』⑲が、後者には「醍醐寺本元興寺縁起」に引用される「塔露盤銘」・「丈六光(背)銘」⑰、『上宮聖徳法王帝説』により知られる「天寿国繡帳銘」⑱が含まれる。これらによって推古朝成立説を立てることは、まことに危ういとしなければならない。

さらに注目すべきは、史料に付された年紀を額面どおりに受け取るかぎり、推古朝には多数の遺例が存するにもかかわらず、舒明より斉明に至る四十年近くの間、天皇号史料が全く杜絶していることである(表I参照)。「天皇」が単なる尊称であったとしても、既に推古朝に存在していたものとすれば、この間若干の史料が残されるのが自然ではなかろうか。一方天智朝以降については、「野中寺弥勒菩薩半跏像台座銘」を嵩矢として大きな断絶は認められない。この事実は、推古朝においてそもそも天皇号が存在しなかったことを暗示している。また天皇号成立を律令国家の成立と深く関わるものと考えるならば、推古朝段階で天皇号成立を考え得ないことはいうまでもない。

筆者は、推古朝成立説に強い疑問を禁じえないが、それならば近年の通説である天武持統朝説は如何であろうか。以下、その根拠となる諸問題に検討を加えておきたい。

唐における「天皇」は、高宗の上元元年(六七四)から武后時代にわたって君主号として使用された。渡辺氏は「東夷」日本で早くから天皇号が使用されていたとすれば、それを知りながら同じ称号を採用することは、中国人の自尊心からいって考え難い、とされ、唐における天皇号の使用が日本における天皇号使用の上限を示すもの

ことを指摘された。

まず、渡辺氏の見解について検討する。森氏によれば、対外的に日本側が「天皇」を用いたことは確認できず、日本の君主は「王」として扱われている。天皇号が確実に用いられた奈良時代においてすら、中国側の日本君主の呼称は「日本国王主明楽美御徳」であり、「天皇」の和名「スメラミコト」を名とする「日本国王」として扱

表1　推古～天武朝の「天皇」号関係史料

| 年代 | (西暦・干支) | 史料名 |
|---|---|---|
| 推古4年 | (596・丙辰) | (元興寺)塔露盤銘 |
| 15年 | (607・丁卯) | 法隆寺金堂薬師如来像光背銘 |
| 16年 | (608・戊辰) | 遣隋使国書(『日本書紀』記事) |
| 17年 | (609・己巳) | (元興寺)丈六(釈迦如来像)光(背)銘 |
| 28年 | (620・庚辰) | 「天皇記・国記」(『日本書紀』記事) |
| 30年 | (622・壬午) | 天寿国繡帳銘 |
| 天智5年 | (666・丙寅) | 野中寺弥勒菩薩半跏像台座銘 |
| 7年 | (668・戊辰) | 船首王後墓誌銘 |
| ? | (670~677) | 飛鳥池遺跡出土木簡 |
| 天武6年 | (677・丁丑) | 小野毛人墓誌銘 |
| 10年頃 | | 飛鳥京跡出土木簡 |
| 朱鳥元年 | (686・丙戌) | 長谷寺銅板法華説相図銘 |

であるとされた。

東野氏は渡辺説を補強する形で、唐の天皇号使用が高宗末年より武后時代にわたる長期に及び、七〇〇年頃のものとみられる那須国造碑に永昌元年(六八九)の年号があること、朝鮮において六九四年頃の金仁問碑に「高宗天皇大帝」と見えるなど、唐の「天皇」が日本に伝わる可能性がきわめて高かったわれているから、漢語としての「天皇」が対中国外交に用いられたことはなかったと考えられる。このような外交における君主号の使用状況をみると、日本で「天皇」が用いられていたならば中国人はそのことを知っていたであろう、とするのは如何であろうか。中国において日本の君主号が「天皇」であったことが知られていたということは、少なくとも外交文書からは確認できないし、そもそも中国においては多くの周辺国の中でも地理的に遠く、使者の往来も頻繁でない日本について、定期朝貢時以外に多くの関心や注意が向けられたとは考えられない。

次に東野氏の見解について検討する。飛鳥池遺跡出土の「天皇」木簡を伴出木簡の中で一番後の天武六年(六七七)のものと同時期と考えるか、あるいは鎌田説に従って天皇号成立を天武十年には遡るものと考えると、唐における「天皇」の使用開始(六七四年)から、日本における天皇号始用まで十年もないことになり、この短い年月の中で天皇号が唐より輸入された、あるいはその影響のもとに採用されたと考えるのは、問題の重大さを考える時、いささか無理があるのではなかろうか。ちなみにこの時期は、遣唐使の派遣がなく、唐との積極的な交流も考えにくい。

東野氏はまた、朝鮮の用例によれば「大后」に対応するのは「大王」であることから、日本においては「大后」にかわる「皇后」をはじめとする后妃の制が飛鳥浄御原令に始まるとする青木和夫氏の見解[19]を援用し、「皇后」に対応すべき「天皇」号もまた飛鳥浄御原令で成立したとされた。

しかし鎌田氏が述べるように、飛鳥京遺跡出土の木簡より天武十

年閏七月頃には「皇子」とともに「天皇」「皇后」が成立しており、実際の使用も始まっていたと考えられるので、后妃の制の成立は飛鳥浄御原令の成立より遡ることとなる。さらに飛鳥浄御原令の編纂が天武十年二月に始まり、その施行が持統朝からであったことを考えると、飛鳥浄御原令において初めて君主号として「天皇」が定められたとは考えられず、天皇号の成立はこれより遡ることになる。

そもそも中国において、「天皇」に対応するのは「天后」であるから、天皇号が日本に輸入されたのならば天后号も用いられてしかるべきである。「天皇」とあわせて成立した日本の后妃の号が「皇后」であることは、「天皇」が日本における独自の君主号として成立したことを示唆していよう。このようにみてくると日本の「天皇」は唐の直輸入のものとは考えにくい。また、その成立も天武朝以前に遡るとは考えられまいか。

## 三、天皇号の成立年代と野中寺弥勒菩薩半跏像

前節までに、天皇号成立が推古朝には遡り難いこと、また逆に飛鳥浄御原令や唐における「天皇」の使用が、天皇号の始用時期の上限とならないことを述べた。本説では通説的には天智朝には遡らないとされる「野中寺弥勒菩薩半跏像台座銘」を取り上げ、その成立年代を考えてみたい。

まず、全文を次に掲げておく[20]。

丙寅年四月大旧八日癸卯開記栢寺智識之等詣中宮天皇大御身労坐之時誓願之奉弥勒御像也友等人数一百十八是依六道四生人等此教可相之也

天皇号史料としてこの銘文をみるとき、諸説の見解が分かれるのは像および銘文の成立年代であり、研究史においては暦日と「中宮天皇」の比定などから、この銘文は天智朝に遡らないとするのが一般的である。以下、この二点を中心に検討していきたい。

### 1 「野中寺弥勒菩薩半跏像台座銘」の暦日

この像の日付について木崎愛吉氏は[21]、「丙寅年四月大旧八日癸卯開」は元嘉暦において天智五年(六六六)四月八日のみが該当すること、「旧」は前年に唐で使われ始めた麟徳暦に対して、旧暦となる元嘉暦によって記したものであると述べられた。

さらに今井溱氏[22]は、天智五年四月八日が元嘉暦では四月(大の月)八日が癸卯で十二直の開となるのに対し、麟徳暦では四月(小の月)八日が甲辰で閉となることから、両方の暦を参照し得た作者が、仏像開眼にふさわしい元嘉暦の暦日によってこの日付を入れた、と考えられた。

しかし東野氏により、この像が天智朝に遡らないものとされて以来、積極的な反論はなされていない。東野氏は、唐の麟徳暦は[23]六国史以前の日本においては、新羅における施行期「儀鳳」に起源をもつとみられる儀鳳暦の名で呼ばれていることから、麟徳暦は新羅から渡来する以前には用いられていなかったろうとされる。そして「四月大旧八日癸卯開」の銘文ついては、儀鳳暦と元嘉暦の併用が勅された持統四年(六九〇)、もしくは儀鳳暦のみが用いられるようになった文武元年(六九七)以降の時期にこそふさわしいとされる。さらに「この銘の作者は、丙寅年が麟徳暦の施行期間内にあること

に思い至り、年暦などを参照してあのような日付を記したと考えられる」と述べられるのである。

東野氏に従えば、この像や銘文には信を置きがたく、後世何らかの理由で、天智五年のものとして偽作されたことになる。しかし、贋作者の立場から考えれば、偽りの暦日に信憑性を持たせるためには、天智五年時点で唯一公式に用いられた元嘉暦のみで表記するのが自然である。持統朝に輸入されるまで日本に存在しなかった筈の暦(麟徳暦＝儀鳳暦)を参照することは、偽作の明白な証拠を残すことになりはしまいか。持統・文武朝は偽作者の同時代か、それに近い時代であったはずである。彼らがわざわざ、天智朝で用いられていないことが明白な麟徳暦を参照し、「旧八日」等と記すとは考えにくい。

つまり東野氏の論理は、野中寺弥勒菩薩半跏像に当時将来されていないはずの暦を参照した痕跡があることから、像そのものを贋作と見なし得るというもので、一見そこには矛盾がないようにみえるが、逆にこの像を贋作として捉えた場合、大きな問題が残されるのである。銘文の日付を疑い、この像を後世の贋作とするよりは、むしろ「旧」をそのままに、それに対応する新暦の存在を考え、この像を天智五年のものと見るほうが自然ではなかろうか。以下、天智朝に麟徳暦がもたらされた可能性について考えておきたい。

## 2　天智四年の唐使と「野中寺弥勒菩薩半跏像台座銘」の暦日

山下克明氏によれば[24]、中国において暦法により作られる毎年の暦は、国家の正規ルートを通して百官・天下に分かたれた(班暦)。このことは中国皇帝の統治領域において同じ時間が共有されることを意味し、皇帝が天の委託のもとに時空を支配することを象徴するものであって、さらにその支配を国外に及ぼし、近隣諸国が臣下として入貢し冊封体制に組み込まれるとき、暦はその政治的従属を明示するものとして用いられるなど、中国王朝の支配原理に関わる重要なものであったという。そして山下氏は暦の持つこのような政治性の例として、六五九年、百済征討軍の唐将劉仁軌が出征に際して国家の正朔を頒示するため、「暦日一巻」と「七廟諱」を請うていることを挙げ、「天子の祖霊である七廟の諱とともに暦を頒布することは、異民族を帰順せしめ支配下に組み込む象徴的行為として認識されていた」と指摘された。

このことを天智四年に来日した唐使[25]にあてはめてみると、彼らは同年九月二十二日に表函を奉っており、その日付は麟徳暦によって記されていたと考えるのが自然である。また唐使一行も日常この暦を用いたと考えられ、彼らと接触をもった日本側も、暦という生活に密着した事象であるゆえに、これをまったく知り得なかったとは考えにくい。むしろ後進国として、中国の技術・思想などの積極的な導入を図っていた当時の日本としては、新しい暦の存在を知れば、それを取り入れようとして当然である。日本が中国の正朔を奉じ、その冊封体制に積極的に組み込まれようとしていたとまでは考えられないが、このときに麟徳暦が班暦という形で日本に持ち込まれた可能性は十分に存する。また、野中寺弥勒菩薩半跏像の成立を天智五年としてよいならば、その銘の「旧」を含む日付は麟徳暦将

来の明証ということになる。

岩佐光晴氏によれば[26]野中寺は、七世紀半ば頃に大陸文化の導入に指導的役割を果たしていた船氏系氏族によって、その氏寺として創建されたということである。この像が中国文化の影響を濃く残し、またその輸入を担った船氏ゆかりのものであるとすれば、麟徳暦の参照も自然であろう。銘文の「旧」は、中国における新たな暦法を意識しながら、未だ日本社会で一般に用いられていた元嘉暦にもとづく記述であると考えることは、あながち不当ではないと思われる。

さて、九世紀末の成立と考えられる日本最古の漢籍目録『日本国見在書目録』には、「儀鳳暦三巻」と並んで「麟徳暦八巻」が記される。東野氏はこれが麟徳暦の日本における初見であり、平安初期以前にこの正式名称が現れないのは、新羅よりの渡来以前に麟徳暦が知られていなかったことを示すものであるとされた。しかし、儀鳳暦が日本における正式名称として確立し、実際に運用された後(持統朝以降)は、文献に儀鳳暦と記されるのが普通であって、この暦が麟徳暦と記されるとは考え難い。『日本国見在書目録』に「麟徳暦八巻」とあるのは、儀鳳暦運用以前に麟徳暦が将来された可能性を、示すものとは考えられまいか。

### 3 「野中寺弥勒菩薩半跏像台座銘」の中宮天皇

「中宮天皇」については、その比定をめぐって像の成立年代との関係から様々に論じられてきた。すなわち①斉明天皇説[27]、②間人皇女説[28]、③元正天皇説[29]などであるが、前項の考察結果が的を射ているならば、これに④天智天皇説を加えることも、一応考慮に入れるべきであろう。

以上のうちまず③説であるが、これに従えば「丙寅」は神亀三年(七二六)ということになる。しかし、大宝令以降は一部の私的文書を除き原則として年号が使用されており、「天皇」に関わるような文言が、干支の年紀を付してこの時期に記されたとは考えにくい。③以外の三説はいずれも、「丙寅」を天智五年と見ることで共通している。

このうち④説は、天智即位がその七年正月であり[30]、銘文が記された時点で中大兄は「皇太子」にすぎなかったことが問題となる。「皇太子」「称制」など、『日本書紀』の表記に問題はあろうが、正式な王位継承が七年であったことまでは否定できないから、それ以前に中大兄が天皇と称したとは考えにくい。したがってこの説も説得力に欠けることになる。

次に①説であるが、斉明天皇はその七年(六六一)に亡くなっている[31]。銘によればこの像は病の治癒を祈って造られたものであるのに、像の完成は崩御五年後ということになり、このような長期間に渉って治病祈願像の作成が続けられたとするのは不自然すぎる。崩後の造像であれば銘文にもそれを明記し、追悼の語を付すのが通例ではあるまいか。また、この像の大きさからいって制作にさほどの年月を要するとは考え難い。

②説の間人皇女も、像の紀年より一年前の天智四年二月に薨じている[32]。その限りにおいて①説と共通する問題を孕んではいるが、①説より年代的に無理が少ないと考えられる。

ところで「中宮天皇」を特定の個人に比定すれば、いずれも問題

が残るので、「中宮」を「天皇」から切り離す見解もある。すなわち岩佐氏は、「詣」を「いたる」と読むならば、「詣闕」のように「ある場所に行く」という意味で用いるのが一般的であるから、「栢寺智識ら、中宮天皇の大御身労き坐しし時に詣り」と読むのは不自然で、「栢寺智識ら中宮に詣り、天皇の大御身労き坐しし時」と読むのがよいとされた。

「詣」の字義に限定すればその通りであろうが、あらためて銘文全体の文脈を見ると、(a)「栢寺智識ら中宮に詣り」・(b)「天皇の大御身労き坐しし時」の二文は、(b)・(a)の順に記される方が自然ではなかろうか。すなわち造像の前提として天皇の病を記し、ついで知識らの行動に及ぶべきではあるまいか。このように「中宮」と「天皇」を切り離せば、どうしても不自然な文脈になることを否めない。従って筆者は、「詣」の解釈に若干の疑義を残しつつも、この部分を従来の説のように、一連の用語と考えるものである。

すなわち筆者の考えを整理すれば、「中宮天皇」とは孝徳大后間人皇女を指し、その病気平癒を祈願して造像が立願され、天智五年に完成したものとみるのである。さらに、この像の様式や造像技法からの検討を行うべきではあるが、これらについては岩佐氏の見解に従い、美術史的見地からも、本像は天智朝のものと見なしておきたい。

## おわりに

「天皇」は、日本においては律令国家の君主号として出現したことから、天皇号成立と律令国家成立は深く関わるものと考えられてきた。これまで一般的には、その画期はほぼ律令の大綱も定まり、王権が強大なものとして確立した天武朝以降に置かれてきたが、以上の考察において野中寺弥勒菩薩半跏像の成立を天智五年に置いてよいことを指摘し、天皇号成立も天智朝に遡らせ得ることを論じた。

天智朝の在り方を規定したのは、白村江の敗戦に象徴される未曾有の対外危機であった[33]。その第一は、百済が完全に滅んだ結果、新羅・唐の軍事的圧力を直接受けることとなったことである。唐の使者もたびたび訪れ、朝廷ではその対応に追われる一方、防衛体制の整備が大規模に行われた。すなわち、天智三年(六六四)には対馬・壱岐・筑紫への防人と烽が置かれ、筑紫には水城が築かれた。さらに翌年、長門に城、筑紫に大野・椽の二城が作られた。同六年三月には近江遷都が行われ、十一月には倭に高安城、讃岐に屋嶋城、対馬に金田城が築かれた。天智朝は恒常的に臨戦態勢にあり、それに費やされる国力は非常に大きかったと考えられる。

第二は、敗戦やそれに伴う軍事的緊張からもたらされた、支配体制の動揺と矛盾の顕在化である。これに対して天智朝は、律令国家への大きな国制転換によって、状況の打開を図っていく。

まず天智三年二月、甲子の宣が発せられた[34]。この詔は二つの内容を持っており、その一は冠位二十六階制と大化の冠位制との相違が、下級冠位の増加であることは、臣連の下に位する伴造層への包摂と関連する」と指摘されており[35]、氏上を中心に諸豪族を再編成して朝廷の官僚制に取り込むものであり、律令官僚制の基礎となるものであったと考えられる。いま一つは大氏・小氏・伴造の氏上に武器

を与え、その民部・家部を定めたことである。このうち民部については、天武四年二月己丑詔の「部曲」にあたると考えられ、各氏が伝統的に支配する農民の調査・把握をねらったものであった[36]。

庚午年籍は天智紀九年二月条に「造戸籍断盗賊与浮浪」とある戸籍である。これについてはすでに井上光貞氏によって[37]、①全国的に作成されたこと、②大宝年間より永久保存の扱いを受け、九世紀半ばまで用いられたこと、③戸を単位に国評里制を前提にしていること、④良賤の区別があり、すべての身分に行われたこと、などが明らかにされている。また、令制下においてもしばしば参照されたことから、これによってほとんどの姓が定められたと考えられる[38]。

また天智十年には、大友皇子を太政大臣としたのを始め、左・右大臣や御史大夫が任じられ[39]、ここに太政官制が成立した。さらにこの下には法・理・兵制・民・刑・大蔵の六官が置かれ、太政官と六官を結ぶ弁官もこの時期に成立したと考えられる。井上氏によれば[40]、太政官―弁官―六官という官職体系は、令制の原形として既に天智朝に成立していたのである。

近江令に関しては史料も乏しく、筆者はその存否を決するだけの知見を持たないが、井上氏に従ってその存在を前提とする方が、庚午年籍や太政官制を考えやすいように思う。

このように天智朝を捉えてみると、新政策は不安定な対外情勢の中で、今までの慣習を破り、また諸豪族や地方権力の既得権を侵してまで中央集権を推し進めるものであった。それゆえ、王権の強化は中大兄にとって、政権保持や政策遂行上、絶対的な命題であったろう。このような政治上の必要性から、豪族連合の首長「大王」から律令国家の絶対君主「天皇」への移行が、律令国家草創期たるこの時期に構想されたと考える。しかも興味深いのは、中大兄が君主号を改め、自らその地位に就く以前に、前大后間人皇女を「天皇」と称さしめているらしいことである(追号の可能性もあろう)。このように一旦退くかに見える中大兄の政治姿勢は、長期に渉る「称制」とも恐らく同根のものであって、危機を打開し律令制の基盤を築こうとする不退転の決意とともに、彼の慎重冷徹な見通しを示すものではあるまいか。

註

(1) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(「飛鳥池遺跡の調査 ――第八四次・八七次」(『奈良国立文化財研究所年報 一九九八―Ⅱ』奈良国立文化財研究所)。右によればこの木簡には「天皇聚露弘□寺…」とあるが、文意は不明。

(2) 津田左右吉「天皇考」(『日本上代史の研究』岩波書店、一九四七年。初出一九二〇年)。

(3) 福山敏男「法隆寺の金石文に関する二三の問題」(『夢殿』一三号、一九三五年)。以下福山氏の説は、特に断らないかぎりこの論考による。

(4) 宮田俊彦「「治天下」と「御宇」天皇」(『茨城大学文理学部紀要』(人文科学)一号、一九四六年)。

(5) 渡辺茂「古代君主の称号に関する二・三の試論」(『史流』八号、一九六七年)。以下渡辺氏の説は、すべてこの論考による。

(6) 東野治之「天皇号の成立年代について」(『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年。初出一九六九年)。以下東野氏の説は、特に断ら

ないかぎりこの論考による。

(7) 栗原朋信「東アジア史からみた『天皇』号の成立」（『思想』六二七号、一九七六年）。

(8) 山尾幸久「古代天皇制の成立（後藤靖編『天皇制と民衆』東京大学出版会、一九七六年）。以下山尾氏の説は、すべてこの論考による。

(9) 東野治之「日本古代の墓誌（『日本古代の墓誌』同朋舎、一九七九年）。

(10) 本位田菊士「「大王」から「天皇」へ」（『ヒストリア』八九号、一九八〇年）。

(11) 本位田菊士「古代日本の君主号と中国の君主号」（『史学雑誌』九〇編一二号、一九八二年）。

(12) 森公章「「天皇」号の成立をめぐって」（『日本歴史』四一八号、一九八三年）。以下森氏の説は、特に断らないかぎりこの論考による。

(13) 鎌田元一「大王による国土の統一」（岸俊男編『日本の古代』第六巻、中央公論社、一九八六年）。以下鎌田氏の説は、すべてこの論考による。

(14) 小林敏男「王・大王号と天皇号・スメラミコト考」（『古代天皇制の基礎的研究』校倉書房、一九九四年）。

(15) 「法隆寺金堂薬師如来像光背銘」（『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋舎、一九七九年）。福山前掲註(3)論文。大西修也「再建法隆寺と薬師銘成立の過程」（『仏教芸術』一三三号、一九八〇年）。大橋一章「法隆寺の再建と二つの本尊」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四三巻三号、一九八八年）。

(16) 『日本書紀』推古紀十六年九月辛巳条、同二十八年是歳条。

(17) 増補『元興寺編年史料』上（吉川弘文館、一九八三年）。福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」（『史学雑誌』四五編一〇号、一九三四年）。

(18) 「天寿国繡帳銘」（『大和古寺大観』一、岩波書店、一九七七年）。なお、天寿国繡帳に関する研究については以下の文献を参照。

《概略》山辺知之・道明美保子「天寿国繡帳・解説」（『大和古寺大観』一、岩波書店、一九七七年）。

《偽作説》宮田俊彦「天寿国繡帳銘成立私考」（『史学雑誌』四七編四号、一九三六年）。東野氏前掲註(6)論文、山尾氏前掲論文。

《真作説》飯田瑞穂「天寿国繡帳の復元について」（『中央大学文学部紀要』（史学科）一一号、一九六六年）。義江明子「天寿国繡帳銘系譜の一考察」（『日本史研究』三二五号、一九八六年）。大橋一章「天寿国繡帳の制作年代について」（『南都仏教』七〇号、一九九四年）。

(19) 青木和夫「日本書紀考証三題」（坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九六二年）。

(20) 『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』（同朋舎、一九七九年）によって掲げた。なお銘文のうち、「栢」「旧」「詣」などの文字については幾多の議論が重ねられてきた。しかし写真版によるかぎり特に疑問があるとは考えられないし、本論とはあまり関係のない問題とも思われるので、ここでは特に取りあげない。

(21) 木崎愛吉「野中寺の金銅弥勒菩薩」（『考古学雑誌』八巻二号、一九一八年）。

(22) 今井溱「奈良朝前後の暦日」（『科学史研究』四〇号、一九五六年）。

(23) 麟徳暦と儀鳳暦はもともと同じものである。麟徳暦は中国において麟徳二年（六六五）より用いられた暦の名である。儀鳳暦は日本においてのみ使われる名称であるが、これは麟徳暦が儀鳳年間（六七六～六七九）に

新羅経由で日本に将来され、中国より直接入って来なかったためと考えられている。なお暦については、大谷光男『古代の暦日』（雄山閣、一九七六年）、藪内清『増訂 隋唐暦法史の研究』（臨川書店、一九八九年。初出一九四四年）などを参照。

(24) 山下克明「暦・天文をめぐる諸相」（『アジアの中の日本史』Ⅳ、東京大学出版会、一九九三年）。

(25) 天智紀四年九月壬辰条。

(26) 岩佐光晴「野中寺弥勒菩薩半跏像について」（『東京国立博物館紀要』二七号、一九九二年）参照。以下岩佐氏の説は、すべてこの論考による。

(27) 木崎愛吉編『大日本金石史』一（好尚会出版部、一九二一年）。東野氏前掲註(6)論文。

(28) 坂本太郎「古代金石文二題」（『日本歴史考古学論叢』吉川弘文館、一九六六年）。

(29) 渡辺氏前掲論文。大山誠一「「野中寺弥勒像」の年代について」（『長屋王木簡と金石文』吉川弘文館、一九九八年）。

(30) 天智紀七年正月戊子条。但し「或本」によれば、「六年歳次丁卯三月、即位」とある。

(31) 斉明紀七年七月丁巳条。

(32) 天智紀四年二月丁酉条。

(33) 白村江の戦いの経過やその後の日唐交渉については、森公章「朝鮮半島をめぐる唐と倭」（池田温編『唐と日本』吉川弘文館、一九九二年）。鈴木靖民「百済救援の役後の日唐交渉」（坂本太郎博士古希記念会編『続日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九七二年）。松田好弘「天智朝の外交について」（『立命館文学』四一五～七合併号、一九八〇）。新蔵正道「「白村江の戦」後の天智朝外交」（『史泉』七一号、一九九〇年）などを参照。

(34) 天智紀三年二月丁亥条。

(35) 石母田正『日本の古代国家』第三章第一節（『石母田正著作集』三、岩波書店、一九八九年。初出一九七一年）。

(36) 大山誠一「天智朝の国制」（『古代国家と大化改新』吉川弘文館、一九八八年）。

(37) 井上光貞「庚午年籍と対氏族政策」（『史学雑誌』五六編三号、一九四六年）。

(38) 平田耿二「大化大宝間の編戸と造籍」（『日本古代籍帳制度論』吉川弘文館、一九八六年）。

(39) 天智紀十年正月癸卯条。

(40) 井上光貞「太政官成立過程における唐制と固有法との交渉」（『日本古代思想史の研究』岩波書店、一九八二年。初出一九六七年）。

（一九九九・三・二六受理）